

## 公益財団法人むつ小川原地域・産業振興財団役員及び評議員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員及び評議員には、その勤務形態に応じ、次の報酬等を支給する。ただし、県職員の身分を有する者に対しては支給しない。

- (1) 常勤の役員 報酬、通勤手当、期末手当及び退職手当
- (2) 非常勤の役員 報酬
- (3) 評議員 報酬

2 常勤の役員に対する退職手当は、常勤の役員として円満に勤務し、かつ、任期の満了、辞任又は死亡により当該常勤の理事を退任した者に限り、支給する。ただし、県又は公社等を退職した者で役員に選任された者については支給しない。

(報酬等の額の算定方法)

第3条 常勤の役員に対する報酬の額は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 報酬 別表第1に定める額
- (2) 通勤手当 青森県職員の例に準じて算出した額
- (3) 期末手当 別表第2に定める額
- (4) 退職手当 別表第3に定める額

2 非常勤の役員に対する報酬の額は、理事会への出席等1回につき9,800円とする。

3 評議員に対する報酬の額は、評議員会への出席1回につき9,800円とする。

(報酬等の支給方法)

第4条 常勤の役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬及び通勤手当 毎月21日  
ただし、その日が日曜日、休日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日、休日又は土曜日でない日とする。
- (2) 期末手当 毎年6月30日及び12月10日

ただし、その日が日曜日、休日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日、休日又は土曜日でない日とする。

- (3) 退職手当 任期の満了、辞任又は死亡により常勤の理事を退任した後1か月以内
- 2 非常勤の役員に対する報酬は、理事会に出席等した都度、支給する。
- 3 評議員に対する報酬は、評議員会に出席した都度、支給する。
- 4 報酬等は、通貨をもって本人（死亡により退任した者の退職手当にあつては、その遺族。以下同じ。）に支払う。ただし、本人から申し出があつたときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 5 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

（報酬の額の日割計算）

- 第5条 新たに常勤の役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、その日までの報酬を支給する。
  - 3 月の中途において就任し、又は退任し、若しくは解任された場合における報酬の額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。
  - 4 第2項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡により退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

（委任）

- 第6条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

## 附 則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 公益法人の設立の登記の日から平成26年3月までの間、常勤役員の報酬月額は、第3条第1項の規定にかかわらず、別表第1に掲げる額から当該額に100分の5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときには、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当に反映しないものとする。
- 3 財団法人むつ小川原地域・産業振興財団常勤役員給与規程、財団法人むつ小川原地域・産業振興財団常勤役員退職手当支給規程、財団法人むつ小川原地域・産業振興財団常勤役員給与の特例に関する規程及び財団法人むつ小川原地域・産業振興財団非常勤役員報酬規程は廃止する。

別表第1（第3条関係）

理事長	434,000円
常務理事	290,000円

別表第2（第3条関係）

6月の期末手当	$(\text{月額報酬} + \text{職務加算額}) \times \text{期別支給割合} \times \text{在職期間別割合}$
12月の期末手当	$(\text{月額報酬} + \text{職務加算額}) \times \text{期別支給割合} \times \text{在職期間別割合}$

職務加算額、期別支給割合及び在職期間別割合は、青森県職員の例に準ずる。なお、職務加算額は、青森県行政職給料表10級に相当する加算額に相当する額とする。

別表第3（第3条関係）

退職手当	$\text{報酬の月額} (\text{退職の日におけるその者の報酬月額}) \times \text{在職年数}$
------	---

在職年数は役員として引き続いた在職期間とし、在職期間に1年未満の端数がある場合にはその端数を切り捨てる。ただし、その在職期間が6か月以上1年未満の場合にはこれを1年とする。